

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

平成8年3月29日

規則第36号

改正 平成12年3月31日規則第32号

平成13年12月28日規則第113号

平成18年3月31日規則第67号

平成18年9月29日規則第131号

平成18年12月5日規則第147号

平成20年6月25日規則第75号

平成23年2月25日規則第5号

平成23年12月22日規則第93号

平成26年3月25日規則第19号

平成28年1月15日規則第4号

令和元年9月25日規則第26号

令和3年6月25日規則第43号

令和3年9月30日規則第60号

令和5年3月31日規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平23規則93・一部改正)

(特定病院認定申請書)

第1条の2 法第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による入院措置を採ることができる精神科病院として認定を受けようとする精神科病院の管理者は、特定病院認定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(平18規則131・追加、平18規則147・平26規則19・令5規則34・一部改正)

(診察及び保護の申請)

第2条 法第22条第1項の規定による申請は、精神障害者等診察及び保護申請書(第1号様式の2)により行わなければならない。

(平18規則131・平26規則19・一部改正)

(退院の申出の届出)

第3条 法第26条の2の規定による届出は、措置症状のある入院中の者の退院届(第2号様式)により行わなければならない。

(診察依頼書の交付)

第4条 市長は、法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の2の2第3項(法第34条第4項において準用する場合を含む。)、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項又は法第45条の2第4項の規定により精神保健指定医(以下「指定医」という。)に診察を行わせるときは、診察依頼書(第3号様式)を当該指定医に交付するものとする。

(平12規則32・一部改正)

(診断書等の作成及び提出)

第5条 前条の規定により診察をした指定医は、速やかに別に定める診断書等を作成し、市長に提出しなければならない。

(平12規則32・一部改正)

(入院措置書の交付等)

第6条 市長は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により入院措置を採るときは、当該精神障害者に対し入院措置書(第5号様式)を、当該精神障害者を入院させようとする法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者(以下「精神科病院等の管理者」という。)に対し入院措置通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(平18規則147・一部改正)

(入院措置を採る旨等を知らせる書面)

第7条 法第29条第3項(法第29条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、措置入院決定のお知らせ(第7号様式)とする。

(入院措置解除通知書の交付)

第8条 市長は、法第29条の2第2項の規定により入院措置を採らない旨を決定したときは、入院措置解除通知書(第8号様式)を当該精神障害者が入院している精神科病院等の管理者に交付するものとする。

2 市長は、法第29条の4第1項の規定により法第29条第1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）を退院させようとするときは、入院措置解除通知書を当該措置入院者が入院している精神科病院等の管理者に交付するものとする。

（平18規則147・平26規則19・一部改正）

（入院措置を要しない旨の届出）

第9条 法第29条の5の規定による届出は、措置入院者の症状消退届（第9号様式）により行わなければならない。

（入院費用の徴収）

第10条 市長は、法第31条第1項の規定に基づき、同項に規定する精神障害者、その配偶者又は当該精神障害者と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「入院費用負担者」という。）から当該精神障害者に係る入院に要する費用（以下「入院費用」という。）を徴収する。ただし、入院費用負担者又はその属する世帯の世帯員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合においては入院費用の全額を、入院費用負担者が災害その他特別の事情により入院費用の全部又は一部を負担することができないと市長が認める場合においては入院費用の全部又は一部を徴収しない。

2 入院費用の月額は、入院費用負担者について法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額を基礎として、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、その額が、その月における実際に入院に要した費用の額を超えるときは、当該実際に入院に要した費用の額をその月の入院費用の額とする。

3 月の中途において入院し、又は退院（法第40条に規定する仮の退院（以下「仮退院」という。）を含む。）をした者に係る入院費用の額については、前項に規定する入院費用の月額に入院期間の日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 所得割の額は、次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16

歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び旧法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に旧法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

- (2) 入院費用負担者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該入院費用負担者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(平20規則75・令元規則26・令3規則43・一部改正)

(精神障害者保健福祉手帳の交付の申請等に係る添付書類)

第11条 市長は、規則第23条第2項第2号に規定する書類の写しが添付された法第45条第1項及び第4項並びに令第9条第1項の規定による申請については、当該申請者が当該申請者に係る同号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を現に受けていること、当該申請者の障害等級及び障害の種類その他市長が必要と認める事項を確認するため日本年金機構法(平成19年法律第109号)第29条に規定する年金事務所等に照会することについての同意書の添付を求めるものとする。

(平23規則93・全改、平26規則19・令元規則26・一部改正)

(精神障害者保健福祉手帳の返還及び記載事項の変更に係る届出等)

第12条 法第45条の2第1項又は令第10条の2第1項の規定による返還(以下「返還」という。)は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該返還に係る精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を添えて行わなければならない。

- (1) 手帳の交付を受けた者(以下「対象者」という。)の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 対象者以外の者が返還をする場合にあつては、当該者の氏名及び住所
- (3) 返還の理由及び当該理由の発生日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 令第7条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 変更した事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 令第7条第4項の規定による届出は、対象者の氏名、住所、生年月日及び個人番号その他市長が必要と認める事項を記載した届出書に当該手帳の写し及び当該対象者の写真を添えて行わなければならない。

(平23規則93・全改、令元規則26・一部改正)

(医療保護入院者の入院届)

第13条 法第33条第7項の規定による届出は、同条第1項又は第2項に規定する入院措置を採った場合にあっては医療保護入院者の入院届(第16号様式)により、同条第1項又は第2項に規定する場合において同条第3項後段に規定する入院措置を採った場合にあっては特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第2項・第3項)の入院届及び記録(第17号様式)により行わなければならない。この場合において、医療保護入院者の入院届には規則第13条の4第1号ト、ル及びヲに規定する事項を記載した書面を、特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第2項・第3項)の入院届及び記録には規則同号ヲに規定する事項を記載した書面をそれぞれ添付しなければならない。

(平18規則131・平26規則19・令5規則34・一部改正)

(医療保護入院者の退院届)

第14条 法第33条の2の規定による届出は、医療保護入院者の退院届(第18号様式)により行わなければならない。

(応急入院届)

第15条 法第33条の7第5項の規定による届出は、同条第1項に規定する場合にあっては応急入院届(第19号様式)により、同条第2項後段に規定する場合にあっては特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録(第20号様式)により行わなければならない。

(平18規則131・平26規則19・一部改正)

第16条 削除

(平12規則32)

(定期病状報告書)

第17条 法第38条の2第1項の規定による報告は措置入院者の定期病状報告書(第21号様式)により、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書(第22号様式)により行わなければならない。

(退院命令書の交付)

第18条 市長は、法第38条の3第4項、法第38条の5第5項又は法第38条の7第2項の規定により精神科病院に入院している者を退院させることを命ずるときは、退院命令書(第23号様式)を当該精神科病院の管理者に交付するものとする。

(平18規則147・一部改正)

(退院又は処遇の改善請求書の交付等)

第19条 法第38条の4の規定による請求は、退院又は処遇の改善請求書(第24号様式)により行わなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこれによることができないと市長が認めるとき、及び精神科病院に入院中の者が請求するときは、口頭により請求することができる。

(平12規則32・平18規則147・一部改正)

(処遇改善命令書の交付)

第20条 市長は、法第38条の5第5項又は法第38条の7第1項の規定により精神科病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じるときは、当該精神科病院の管理者に処遇改善命令書(第25号様式)を交付するものとする。

(平18規則147・一部改正)

(審査結果等の通知)

第21条 法第38条の5第6項の規定による通知は、審査結果等通知書(第26号様式)により行うものとする。

(無断退去届等)

第22条 精神科病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去し、その行方が不明になったときは、無断退去届(第27号様式)により、その者が当該精神科病院に帰院したときは帰院届(第28号様式)により、市長に届け出なければならない。

(平18規則147・一部改正)

(仮退院及び仮退院の期間の延長の許可)

第23条 精神科病院等の管理者は、法第40条の規定により措置入院者を仮退院させようとするとき、又は仮退院した措置入院者について仮退院の期間を延長することが適当であると認めるときは、措置入院者仮退院・仮退院期間延長許可申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置入院者仮退院・仮退院期間延長許可申請書の内容を審査し、

その結果を措置入院者仮退院・仮退院期間延長許可・不許可通知書（第30号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（平18規則147・一部改正）

（仮退院の許可の取消し）

第24条 精神科病院等の管理者は、前条の規定により仮退院させた者を再び入院させ治療する必要があると認めるときは、措置入院者仮退院停止届（第31号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において必要と認めるときは、当該仮退院の許可を取り消すものとする。

（平18規則147・一部改正）

（委任）

第25条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

（平18規則67・一部改正）

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成13年12月規則第113号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の（中略）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（中略）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の（中略）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（中略）の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の（中略）精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行細則（中略）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年3月規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年9月規則第131号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（身体障害者福祉法施行細則等の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行細則、第5条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、第6条の規定による改正前の障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則及び第7条の規定による改正前の横浜市障害者自立支援法における基準該当事業者の登録等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年12月規則第147号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成20年6月規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び



第2条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の入院に要する費用の徴収及び医療に要する費用の負担について適用し、同日前の入院に要する費用の徴収及び医療に要する費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月規則第5号）

この規則中、第16号様式第1面、第17号様式の2第1面、第17号様式の3第1面、第20号様式第1面、第21号様式第1面及び第22号様式第1面の改正規定は公布の日から、第1号様式第2面の改正規定は平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年12月規則第93号）

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成28年1月規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和元年9月規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の改正規定、同条に1項を加える規定並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第10条及び別表の規定は、令和元年6月1日以後の入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院をいう。以下同じ。）に要する費用の徴収について適用し、同日前の入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年6月1日から第1項ただし書に規定する日の前日までの間に入院していた精神障害者又はその配偶者若しくは扶養義務者であって、この規則の施行に伴い新たに当該入院に要する費用が生じることとなるものに係る当該費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則中、第21号様式第2面の改正規定は公布の日から、第10条第4項第3号を削る改正規定は令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第10条第4項の規定は、令和3年7月1日以後の入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院をいう。以下この項において同じ。）に要する費用の徴収について適用し、同日前の入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年9月規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和5年3月規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する

る法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表（第10条第1項）

（平20規則75・令元規則26・一部改正）

入院費用負担者の所得割の額の合算額	費用徴収月額
564,000円以下	0円
564,000円超	20,000円。ただし、措置入院に要した費用の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、20,000円に満たない場合は、その額

第1号様式(第1条の2)

1

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

病 院 名  
所 在 地  
管 理 者 名

特 定 病 院 認 定 申 請 書

次の精神科病院につき精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

① 精神科病院名	
② 所在地	
③ 開設者名	
④ 管理者名	
⑤ 許可病床数	(総 数) 床 (うち精神病床) 床
⑥ うち措置指定病床数	床
⑦ 勤務医師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑧ うち精神保健指定医数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑨ うち特定医師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑩ 勤務看護師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人

(A4)

⑪ 勤務准看護師数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑫ 勤務看護補助者数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑬ 勤務精神保健福祉士数	(常 勤) 人 (非常勤) 人
⑭ 看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計 ( ) 人  (2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 ( ) 対1)
⑮ 入院患者数	( ) 年 ( ) 月 ( ) 日現在) 人
⑯ うち措置入院者数	人
⑰ うち医療保護入院者数	人
⑱ 特例措置による入院者のために確保する病床数	床
⑲ 応急入院指定病院	指定(されている・されていない)
⑳ 精神科救急医療施設	精神科救急医療施設(である・ではない)

②① 夜間・救急受入件数	年間約 件
②② 事後審査委員会	氏名 (職種) ・ ・ ・ ・ ・
②③ 行動制限最小化委員会	開催回数( )回/月 参加メンバー (職種) ・ ・ ・ ・ ・
	行動制限最小化基本方針の作成日時 年 月 日作成
	研修会の実施頻度 開催回数( )回/年

②4 特記事項	
---------	--

## 特定医師実務経験証明書(本人用)

年 月 日

氏 名						
現 住 所						
生年月日	年 月 日	年 齡	歳	性 別	男・女	
最 終 学 歴 及 び 年 月	年 月 日卒業・中退		医師登録年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
現 在 の 先 勤 務 先	所 在 地					
	名 称					
精神障害者の 診断治療に 従事した 期間及び病 院等名	従 事 し た 期 間	従事した病院等の名称				
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	計 年 箇月					
その他の診 断治療に 従事した 期間及び 病院等 名	従 事 し た 期 間	従事した病院等の名称				
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	年 月 日～ 年 月 日					
	計 年 箇月					
合 計		年	箇月			



第1号様式の2(第2条)

(表)

年 月 日

精神障害者等診察及び保護申請書

(申請先)  
横浜市長

住 所  
申請者 氏 名  
生年月日 年 月 日  
精神障害者との続柄

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

精神障害者又は その疑いのある者	氏 名	男・女	
	居 住 地		
	現在場所		
	生年月日	年 月 日( 歳)	
現に保護の任に 当たっている者	氏 名	男・女	
	住 所		
	生年月日	年 月 日( 歳)	
	精神障害者との続柄		

(A4)

(裏)

症 状 の 概 要

そ の 他 参 考 と な る 事 項

(注意) 具体的に記入してください。

第2号様式(第3条)

年 月 日

措置症状のある入院中の者の退院届

(届出先)

横浜市長

病 院 の 所 在 地

届出者 病 院 の 名 称

病院の管理者の氏名

次の者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の要件に該当すると認められますが、退院を希望するので、同法第26条の2の規定により届け出ます。

精神障害者	氏 名	男・女
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日( 歳)
入 院 年 月 日	年 月 日	
退 院 希 望 年 月 日	年 月 日	
現 在 の 症 状		
家 族 等	氏 名	
	住 所	
	精神障害者との続柄	

(A4)

第3号様式(第4条)

第 号

年 月 日

診 察 依 頼 書

精神保健指定医

(氏 名) 様

横浜市長 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条 第 項の規定に基づき、次の  
とおり診察を依頼します。

被 診 察 者	氏 名	男・女
	住 所	
	生年月日	年 月 日( 歳)
現に保護の任 に当たっている者	氏 名	( 歳)
	住 所	
	被診察者 との続柄	
診 察 年 月 日	年 月 日	
診 察 場 所		

(A4)

第5号様式(第6条)

横浜市 指令第 号

年 月 日

入 院 措 置 書

住 所

氏 名 様

横浜市長 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項(第29条の2第1項)の規定により、  
精神保健指定医の診察の結果、入院を必要と認めるので、入院措置を採ります。

入院すべき病院	名 称	
	所 在 地	
入 院 すべき 年 月 日		年 月 日

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第6号様式(第6条)

第 号  
年 月 日

入 院 措 置 通 知 書

病院の名称

管理者氏名 様

横浜市長 

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項(第29条の2第1項)の規定により、  
次の者を貴院に入院させることに決定したので通知します。

措置入院者	氏 名	男・女
	住 所	
	生年月日	年 月 日( 歳)
現に保護の任に当たっている者	氏 名	
	住 所	
	措置入院者との続柄	
入院措置日時	年 月 日 時	
公費負担医療の受給者番号		

(A4)

年 月 日

措置入院決定のお知らせ

様

横 浜 市 長

1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、

〔①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態〕  
〔⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他( )〕

にあり、御自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると判定されました。そのため、あなたは入院措置が必要であると認められました。

2 あなたの入院は、

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急措置入院です。

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合には、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。

4 あなたの入院中、次の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

- (1) 人権に関する行政機関の職員(都道府県庁・指定都市の職員など)
  - (2) あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの御家族等の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士
- これら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

5 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点や納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

7 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう横浜市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は次のところにお問い合わせください。

横浜市	局	部	課	係
電話				

(A4)

第8号様式(第8条)

第 号  
年 月 日

入院措置解除通知書

病院の名称  
管理者氏名 様

横浜市長 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 { 第29条の2第2項の規定により、次の者  
第29条の4第1項の規定により、次の者  
に対して同法第29条第1項に規定する入院措置を採らない } ことに決定したので通知  
に係る入院措置を解除する  
します。

措置入院者	氏名	男・女
	住所	
	生年月日	年 月 日( 歳)
入院措置日時	年 月 日 時	
入院措置解除日時	年 月 日 時	

(A4)



第9号様式(第9条)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	市区	町村区	
措置年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
入院以降の病状又は状態像の経過 〔措置症状消退と関連して記載すること。〕					
措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	署名				
退院後の処置	1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 4 死亡 5 その他( )		2 通院医療	3 転医	
退院後の帰住先	1 自宅(i 家族と同居 ii 単身) 3 その他( )		2 施設		
帰住先の住所	都道府県	市区	町村区		
訪問指導等に関する意見					
障害福祉サービス等の活用に関する意見					
主治医氏名					

(A4)

1  
医療保護入院者の入院届

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の者を医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	市区	町村区
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	入院形態	年 月 日
第34条による移送の有無	有り		無し	
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー( )	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。))	(陳述者氏名 続柄 )			
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態 )			
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態 )			
初回から前回までの入院回数	計 回			
<現在の精神症状>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )</p>			

(A4)

<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )

医療保護入院の必要性

(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)

入院を必要と認めた精神保健指定医氏名

署名

同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生	
	住所	都道府県	市区	町村区		
		都道府県	市区	町村区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長						

審査会意見

政令市の措置

特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第2項・第3項)の入院届及び記録

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の者を特定医師による診察により医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	市区	町村	区
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	年 月 日		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症	
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )				
初回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
前回入院期間	年 月 日 ~		年 月 日		
初回から前回までの入院回数	計 回				
<現在の精神症状>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )</p>				

(A4)

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	1 てんかん発作    2 自殺念慮    3 物質依存( ) 4 その他( ) 1 暴言    2 徘徊    3 不潔行為    4 その他( ) 1 幻覚妄想状態    2 精神運動興奮状態    3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態    5 抑鬱状態    6 躁状態 7 せん妄状態    8 もうろう状態    9 認知症状態 10 その他( )				
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態になると判断した理由について記載すること。					
入院を必要と認めた 特定医師氏名	署名				
確認した 精神保健指定医氏名	署名	診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)		
精神保健指定医が入院 妥当でないと判断した場合 の理由					
同意をした家族等	氏 名	(男・女)	続柄	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	年 月 日生	
	住 所	都道 郡市 町村 府県 区 区			
		都道 郡市 町村 府県 区 区			
1 配偶者    2 父母(親権者である・ない)    3 祖父母等 4 子・孫等    5 兄弟姉妹    6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長					
事後審査委員会意見					

第18号様式(第14条)

医療保護入院者の退院届

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	市区	町村区
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日			
退院年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )		
退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他( )			
退院後の帰住先	1 自宅(i 家族と同居 ii 単身) 2 施設 3 その他 ( )			
帰住先の住所	都道府県	市区	町村区	
訪問指導等に関する意見				
障害福祉サービス等の活用に関する意見				
主治医氏名				

(A4)

第19号様式(第15条)

応 急 入 院 届

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の者を応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ	-----		生 年 月 日	年 月 日 生 歳
	氏 名	(男・女)		月 日	(満 歳)
	住 所	都 道 府 県	郡 市 区	町 村 区	
依頼をした者の入院者との関係					
入 院 年 月 日	年 月 日(午前・午後 時)				
第34条による移送の有無	有り		無し		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
応 急 入 院 の 必 要 性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)					
病 状 又 は 状 態 像 の 概 要					
応 急 入 院 を 採 っ た 理 由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)					
入 院 を 必 要 と 認 め た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名				

(A4)

特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

次の者を特定医師による診察により応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリ ガ ナ			生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係					
入 院 年 月 日	年 月 日(午前・午後 時)				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
生 活 歴 及 び 現 病 歴  (推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )				
応 急 入 院 の 必 要 性  (患者自身の病気に対す る理解の程度を含め、 任意入院が行われる状 態にないと判断した理 由について記載すること。)					
初 回 入 院 期 間	年 月 日 (入院形態)		年 月 日		
前 回 入 院 期 間	年 月 日 (入院形態)		年 月 日		
初 回 から 前 回 まで の 入 院 回 数	計 回				

(A4)



<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )</p>		
<p>応急入院を採った理由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)</p>			
<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	署名		
<p>確認した 精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p> <table border="1" data-bbox="1018 1328 1327 1400"> <tr> <td>診察 日時</td> <td>年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> </table>	診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)
診察 日時	年 月 日 (午前・午後 時)		
<p>精神保健指定医が 入院妥当でないと 判断した場合の理由</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>			

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

(報告先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		月 日	
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	入院形態	年 月 日	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等に記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄 )				
初回入院期間	年 月 日～年 月 日(入院形態 )				
前回入院期間	年 月 日～年 月 日(入院形態 )				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日				
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載〕 〔すること。〕					
今後の治療方針(再発防止への対応を含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他( )			

(A4)

重大な問題行動 (Aはこれまでの、 Bは今後おそれある行動)			現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。)
1 殺人	A	B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( ) <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( ) <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( ) <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )
2 放火	A	B	
3 強盗	A	B	
4 強制性交等	A	B	
5 強制わいせつ	A	B	
6 傷害	A	B	
7 暴行	A	B	
8 恐喝	A	B	
9 脅迫	A	B	
10 窃盗	A	B	
11 器物損壊	A	B	
12 放火又は失火	A	B	
13 家宅侵入	A	B	
14 詐欺等の経済的 な問題行動	A	B	
15 自殺企図	A	B	
16 自傷	A	B	
17 その他 ( )	A	B	
診 察 時 の 特 記 事 項			
本 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日	年 月 日		
診 断 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名		
審 査 会 意 見			
政 令 市 の 措 置			

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

(報告先)  
横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	入院形態	年 月 日	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )			
生活歴及び現病歴  〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄 )				
初回入院期間 (入院形態)	年 月 日 ~	年 月 日			
前回入院期間 (入院形態)	年 月 日 ~	年 月 日			
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的(i月単位、ii数箇月単位、iii盆や正月) 3 なし				
過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について)					

(A4)

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)	選任された退院後生活環境相談員の氏名
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑鬱気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( ) IV 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他( )
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した精神保健 指 定 医 氏 名	署名

審 査 会 意 見	
政 令 市 の 措 置	

第23号様式(第18条)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

退 院 命 令 書

病院の名称

管理者氏名 様

横浜市長 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条 第 項の規定により、貴院に  
入院中の次の者を直ちに退院させることを命じます。

退院させる べき者	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日( 歳)
退院させる べき理由		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第24号様式(第19条)

年 月 日

退院又は処遇の改善請求書

(請求先)

横浜市長

住 所

請 求 人

氏 名

(代理人の場合は、入院中の者との続柄)

精神科病院に入院中の者の退院又は処遇の改善について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により請求します。

入 院 中 の 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日( 歳)
	住 所			
入院している精神科病院の名称				
請 求 の 趣 旨				
請 求 の 理 由				
	〔できるだけ詳しく記載してください。〕			

(注意) 請求人が代理人の場合は、代理権を有することを証する書面を添付してください。

(A4)

第25号様式(第20条)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

処 遇 改 善 命 令 書

病院の名称

管理者氏名 様

横浜市長 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項(第38条の7第1項)の規定により、次のとおり処遇の改善を命じます。

入院中の者 (第38条の5第5項の規定により 処遇の改善を命 ずる場合)	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日( 歳)
処遇の改善のために採るべき措置		
措置を採るべき理由		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。



第26号様式(第21条)

第 号  
年 月 日

審 査 結 果 等 通 知 書

様

横浜市長



年 月 日に請求のありました次の者に係る退院又は処遇の改善の請求  
についての横浜市精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき採った措置は、次のとお  
りですので、通知します。

入 院 中 の 者	氏 名	
	生年月日	年 月 日( 歳)
横浜市精神医療 審査会の審査結果		
審査結果に基づき 採った措置		

(A4)

第27号様式(第22条)

年 月 日

無 断 退 去 届

(届出先)  
横浜市長

病 院 の 所 在 地  
病 院 の 名 称  
病院の管理者の氏名

次の者が無断で退去し、その行方が不明になりましたので、精神保健及び精神障害者  
福祉に関する法律施行細則第22条の規定により届け出ます。

無断退去者	入院年月日	年 月 日
	氏 名	男・女
	住 所	
	生年月日	年 月 日( 歳)
退 去 し た 日 時	年 月 日 時 分	
病 名		
退去したときの概要		
無断退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項		
家族等又はこれに準ずる者	氏 名	
	住 所	
障害福祉サービスに係る事業を行う者	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	
退去した後、病院が採った措置		

(A4)

第28号様式(第22条)

年 月 日

帰 院 届

(届出先)

横浜市長

病 院 の 所 在 地

病 院 の 名 称

病院の管理者の氏名

年 月 日に届け出た無断退去者が帰院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第22条の規定により届け出ます。

無断退去者	氏 名	男・女
	住 所	
	生年月日	年 月 日( 歳)
帰 院 し た 日 時	年 月 日 時 分	
発 見 し た 日 時	年 月 日 時 分	
発見の場所及び発見状況		

(A4)

第29号様式(第23条第1項)

年 月 日

措置入院者仮退院・仮退院期間延長許可申請書

(申請先)  
横浜市長

病 院 の 所 在 地  
病 院 の 名 称  
病院の管理者の氏名

次の措置入院者 { を仮退院させたい  
の仮退院の期間を延長したい } ので精神保健及び精神障害者福祉  
に関する法律第40条の規定により許可を申請します。

措置入院者	措置番号		入院措置 年月日	年 月 日	
	氏 名				男・女
	住 所				
	生年月日	年 月 日	( 歳)		
病 名					
症 状 の 概 要					
仮 退 院 の 理 由					
仮 退 院 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
延 長 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
仮 退 院 中 の 居 住 地					
予 後 の 見 通 し					
仮 退 院 中 の 指 導 方 針					

(注意) 仮退院の期間の延長を申請する場合は、仮退院の期間の欄に最初の仮退院の期間も記載してください。


(A4)

第30号様式(第23条第2項)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

措置入院者仮退院・仮退院期間延長許可・不許可通知書

様

横浜市長 

年 月 日に申請のありました措置入院者の { 仮退院  
仮退院期間の延長 }  
については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第23条第2項の規定  
により、次のとおり { 許可する }  
{ 許可しない } ことに決定しましたので、通知します。

1 措置入院者

- (1) 措置番号
- (2) 氏 名
- (3) 住 所
- (4) 生年月日 年 月 日

2 仮退院の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 不許可の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第31号様式(第24条第1項)

年 月 日

措置入院者仮退院停止届

(届出先)

横浜市長

病院の所在地

病院の名称

病院の管理者の氏名

次の者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により仮退院中ですが、仮退院を停止したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第24条第1項の規定により届け出ます。

措置入院者	措置番号		入院措置 年 月 日	年 月 日
	仮退院中の 居住地			
	氏 名	男・女		
	生年月日	年 月 日( 歳)		
仮退院許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			
仮退院停止年月日	年 月 日			
仮退院を停止する理由				

(A4)

第1号様式（第1条の2）

（平18規則131・追加、平18規則147・平23規則5・平26規則19・令3規則60・  
令5規則34・一部改正）

第1号様式の2（第2条）

（平12規則32・一部改正、平18規則131・旧第1号様式繰下、平26規則19・令3  
規則60・一部改正）

第2号様式（第3条）

（平12規則32・平26規則19・令3規則60・一部改正）

第3号様式（第4条）

第4号様式 削除

（平12規則32）

第5号様式（第6条）

（平18規則67・一部改正）

第6号様式（第6条）

第7号様式（第7条）

（令5規則34・全改）

第8号様式（第8条）

（平26規則19・令5規則34・一部改正）

第9号様式（第9条）

（平18規則131・全改、平26規則19・令3規則60・一部改正）

第10号様式から第15号様式の3まで 削除

（令元規則26）

第16号様式（第13条）

（平18規則131・全改、平23規則5・平26規則19・令3規則60・一部改正）

第17号様式（第13条）

（平18規則131・追加、平23規則5・一部改正、平26規則19・旧第17号様式の2  
繰上・一部改正、令3規則60・令5規則34・一部改正）

第18号様式（第14条）

（平18規則131・全改、平26規則19・令3規則60・一部改正）

第19号様式（第15条）

（平18規則131・全改、平26規則19・令3規則60・一部改正）

第20号様式（第15条）

（平18規則131・全改、平23規則5・平26規則19・令3規則60・一部改正）

第21号様式（第17条）

（平18規則131・全改、平23規則5・平26規則19・令3規則43・令3規則60・一部改正）

第22号様式（第17条）

（平18規則131・全改、平23規則5・平26規則19・令3規則60・令5規則34・一部改正）

第23号様式（第18条）

（平18規則67・一部改正）

第24号様式（第19条）

（平12規則32・平18規則147・令3規則60・一部改正）

第25号様式（第20条）

（平18規則67・一部改正）

第26号様式（第21条）

第27号様式（第22条）

（平12規則32・平26規則19・令3規則60・一部改正）

第28号様式（第22条）

（平12規則32・令3規則60・一部改正）

第29号様式（第23条第1項）

（平12規則32・平26規則19・令3規則60・一部改正）

第30号様式（第23条第2項）

（平18規則67・一部改正）

第31号様式（第24条第1項）

（平12規則32・平26規則19・令3規則60・一部改正）